規則

職 員 \mathcal{O} 特 殊 勤 務手当 に関する 規 則 0 部 を改正す Ź 規 則 をここに 公 布 する。

令和二年三月三十一日

埼玉県人事委員会委員長 武 笠 正 男

埼玉県人事委員会規則七—一〇三一

職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

員 \mathcal{O} 特殊勤務 手当に関する規則 (埼玉 県 人事委員会規 則 七 七 兀 \mathcal{O} __ 部

次のように改正する。

健福祉 第三条第三項第 لح 1 う。 号 _ 中 を \neg 加える 昭 和二十 Ŧī. 年法 律 第百二十三号」 \mathcal{O} 下 に 以 下 精

第十三条を次のように改める。

(変則勤務手当)

十三条 条 例 第二十 条 第 ___ 項の委員会規則で定めるも \mathcal{O} は、 次 \mathcal{O} 各号に 掲 げ る

員が行う当該各号に定める業務とする。

県営 競 技事務所に 勤務する 職員 自 転 車 競 技 法 (昭 和二十三年 法 律 :第二 百 九

第 一条 第一 項に 規定する 自転 車 競 走 \mathcal{O} 実施に 関する業務

第三十 人 相 談 セ 四条第三項第三号に規定す ン タ] に勤務する職員 る 売 春防 要保護女子 止 法 昭 0 和三十 時 保 護 --- 文は 年 法 配 律 偶 第 者 百 カ + 八

 \mathcal{O} 暴力の 防 止及び 被害者の 保 護等に関す んる法律 伞 成 十三年法 律第三十 号)

第三条第三項第三号に規定する 被 害者 \mathcal{O} 緊急時 にお け る安全 \mathcal{O} 確 保 及 \mathcal{U} __ 時

護に関する業務

三 総 ハ ピ IJ テ シ 彐 ン セ ン タ に 勤 務 す る生活 支援 員 障 害 者 \mathcal{O} 日 常 生

及び 社会生活を総合 的 に 支援す んため \mathcal{O} 法 律 (平成 八十七年 法 律第 百二十 ·三号。

以下 「障害 者 総合支援法 _ とい う。 $\overline{}$ 第五条 第十 <u>項</u> 12 規定す る施 設 入 所 支援に

関する業務

兀 精 神 保健 福 祉 セ ン タ に 勤 務 する 職 員 障害者総 合支援法 第 五. 条 第 + = 項

規定 す る自 <u>\</u> 訓 練 及 び 同 条 第 八 項 に 規 定 す る短期入 所を行う 自 <u>\</u> 訓 練施 設 は

精神 健 福 祉 法第十 九 条 \mathcal{O} +_ 第 __ 項 \mathcal{O} 規定 に ょ り 整 備す る 精 神 科 救 急 情 報

ンターに関する業務

五. 児 童 談 所 に 勤 務 す る 職 員 児 童 福 祉 法 (昭 和二十二年 法 律第 百 六 +兀 号)

条第 項 第二号 ホ に 規定する児 童 \mathcal{O} 時 保 護 に 関 る業

2 す る。 条例 第二十 条第三 項 \mathcal{O} 委員会規則 で定 \otimes る 業務 は 前 項第三号 に 掲 げ る ŧ \mathcal{O}

附則